

船舶事故等調査報告書

平成21年12月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第45号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成20年12月19日 14時05分ごろ	
発生場所	京浜港東京区 東京湾アクアライン川崎浮島換気所灯から真方位048° 2,600m付近 (概位 北緯35°32.0′ 東経139°49.0′)	
事故等調査の経過	平成21年2月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 押船 第八神佑丸^{しんゆう}、101トン 132163、株式会社ナミカタ工業</p> <p>B はしけ 鶴^{つる}、約2,079トン なし、株式会社ナミカタ工業</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長、五級海技士（航海）</p> <p>B なし</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 船底塗料剥離、左舷プロペラ損傷</p> <p>B なし</p>	
事故等の経過	A船は、捨石約2,000m ³ を積載したB船を押して羽田空港埋立て工事区域内を航行中、平成20年12月19日14時05分ごろ、船底に衝撃があった。	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：平穏、潮汐 下げ潮の末期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、B船を押して羽田空港埋立て工事区域内を航行中、同区域内の東側の浅所に接近しすぎた可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、A船がB船を押して羽田空港埋立て工事区域内を航行中、同区域内の東側の浅所に接近しすぎたため、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	